

新型コロナウイルス感染症対策に係る
熊本県リスクレベルについて

県内の感染状況を踏まえ、専門家の意見も伺い、総合的に判断した結果、熊本県リスクレベルは、**国分科会ステージ4（レベル5 厳戒警報）**とします。

【概要】

1 県内の感染状況

期 間	新規感染者数	うちリンクなし 感染者数
8月5日(木)～8月11日(水)	873名	343名

2 国分科会ステージ及び熊本県リスクレベルについて

前回（8月5日発表）	今回（8月13日発表）
国分科会ステージ4（レベル5 厳戒警報） なお、感染状況は増加傾向が見られる。	国分科会ステージ4（レベル5 厳戒警報） なお、感染状況は増加傾向が見られる。

3 県民の皆様へのお願い

本県には、8月8日からまん延防止等重点措置が適用されており、全県的な対策強化に加え、特に感染の中心地である熊本市において対策を強化しています。7月末に開始した飲食店への時短要請について、県民・事業者の皆様のご協力により、特に熊本市中心部において夜間の人流は減少しています。今後、現状の対策で十分に感染が抑え込めるか、状況を注視しつつ対策を進めます。一方、これまで、年末年始やゴールデンウィークなど、全国的に人の移動が起こる時期に感染者の大幅な増加を経験しており、強い警戒が必要な状況にあると考えられます。

県民の皆様におかれては、特にお盆の時期においては、できるだけ帰省を控えていただくようお願いいたします。また、普段一緒にいない人との交流は感染リスクを増すことを念頭に、やむを得ない理由で既に帰省された方が滞在するような場合は、基本的な感染防止対策をより徹底するとともに、外出や会食を控える等、十分注意していただくようお願いいたします。

熊本県における新型コロナウイルス感染症に関する概況

【令和3年（2021年）8月13日】

1 熊本県における現状認識

全国的な感染拡大傾向が継続しており、各地の大都市で感染が拡大している。特に関東圏においては、緊急事態措置が適用されているにもかかわらず感染者が増加しており、国の専門家は現在の感染状況が継続する場合、8月中旬に東京都の1日の感染者数が3万人に達しようとの推計も発表している。福岡県においても感染拡大が顕著で、これまでに経験したことがない数の新規陽性者が確認されており、本県を含んだ九州全体で感染が急拡大している。今回の感染拡大は若い世代中心ではあるが、重症者数も増加しており、大都市部の医療提供体制は相当に逼迫している。

本県において、8月5日から8月11日までの新規感染者数は873人（リンク無し感染者数は343人）、病床使用率は8月11日時点で40.8%である。これらから、本県の感染状況は国分科会ステージ4（レベル5 厳戒警報）にあると判断する。

本県には、8月8日からまん延防止等重点措置が適用されており、全県的な対策強化に加え、特に感染の中心地である熊本市において対策を強化している。7月末に開始した飲食店への時短要請について、県民・事業者の皆様の御協力により、特に熊本市中心部において夜間の人流は減少している。今後、現状の対策で十分に感染が抑え込めるか、状況を注視しつつ対策を進める。一方、これまで、年末年始やゴールデンウィークなど、全国的に人の移動が起こる時期に感染者の大幅な増加を経験しており、強い警戒が必要な状況にある。

県民の皆様におかれては、特にお盆の時期においては、できるだけ帰省を控えていただくようお願いする。また、普段一緒にいない人との交流は感染リスクを増すことを念頭に、やむを得ない理由で既に帰省された方が滞在するような場合は、基本的な感染防止対策をより徹底するとともに、外出や会食を控える等、十分注意していただくようお願いする。

前回（8 / 5 発表）	今回（8 / 13 発表）
国分科会ステージ4（レベル5 厳戒警報） なお、感染状況は増加傾向が見られる。	国分科会ステージ4（レベル5 厳戒警報） なお、感染状況は増加傾向が見られる。

2 熊本県・熊本市新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 座長コメント (8月12日現在)

- 全国的な感染拡大傾向が継続しており、各地の大都市で感染が拡大している。特に関東圏においては、緊急事態措置が適用されているにも関わらず感染者が増加しており、国の専門家は現在の感染状況が継続する場合、8月中に東京都の1日の感染者数が3万人に達しうるとの推計も発表している。福岡県においても感染拡大が顕著で、これまでに経験したことがない数の新規陽性者が確認されており、本県を含んだ九州全体で感染が急拡大している。今回の感染拡大は若い世代中心ではあるが、重症者数も増加しており、大都市部の医療提供体制は相当に逼迫している。
- 熊本県の8月5日から11日までの新規感染者数は873人（リンク不明感染者数は343人）、8月11日時点の病床使用率は40.8%である。これらより、熊本県の感染状況は国分科会ステージ4（レベル5 厳戒警報）と判断することが妥当である。
- 今回の感染拡大は、全国各地の大都市で起こっているが、特に増加している地域は、デルタ株への置き換わりが先行しているという特徴があると考えられる。
- デルタ株の感染性の高さについては、様々な知見が集積されつつあるが、ウイルスの増殖性が従来株の1,000倍以上に増加しているとの報告もある。この場合、感染者由来の微細な飛沫にも多数のウイルスが含まれることとなるため、エアロゾル感染が起こりやすくなる。換気の徹底が重要となるが、気温が高い状況でもあり、感染の抑え込みがこれまでよりも困難になると考えられる。
- また、市中感染のように、経路が特定できない感染も起こりやすくなると考えられるため、人流を減らし、接触機会の低減を図る対策を取らざるを得ない。熊本県による飲食店への時短要請以降、熊本市中心部の夜間人流は大幅に減少しているが、これが感染を抑えられる水準にあるかは現時点では分からない。県・熊本市においては、現在の対策と効果を検証し、感染者が現に減少しうるか、慎重に判断していただきたい。
- 他国の状況を見ていると、デルタ株の流行を抑え込むためには、社会的対策に加え、ワクチン接種を推進することは必須条件と考えられる。現在、接種者が増加してきたこともあり、メディアでは副反応の強さがクローズアップされる機会が増えているように感じられる。2回接種後の副反応は確かに強く現れる例が多いが、ワクチンの効果は非常に高く、メリットの方が著しく勝っていると考えられる。県・熊本市においては、円滑な接種体制を維持するとともに、誤った知識による接種控えが起こらないよう、正しい情報発信に努めていただきたい。
- デルタ株は非常に強力な相手であり、これ以上の感染拡大を防ぐためには、まん延防止等重点措置による対策、ワクチン接種に加え、基本的な感染防止対策を高いレベルで維持する必要がある。県民の皆様におかれては、お盆を迎えることになるが、普段会わない方との接触機会は可能な限り減らし、対策を徹底していただくようお願いする。

【国新型コロナウイルス感染症対策分科会の示す感染状況の指標】

	医療提供体制等の負荷				感染の状況			早期探知指標
	①医療の逼迫具合			②療養者数	③検査陽性率 県内全検査	④新規陽性者数 週合計	⑤感染経路不明割合 直近一週間	新規陽性者数の前週今週比 前週今週比が1.0を超える状況が継続する場合には注意が必要
	入院医療		重症者用病床					
	確保病床使用率	入院率※1	確保病床使用率	週移動平均	週合計	直近一週間		
ステージ4	50%以上	25%以下	50%以上	524人以上	10%以上	437人以上	50%以上	
ステージ3	20%以上	40%以下	20%以上	349人以上	5%以上	262人以上	50%以上	
ステージ2	感染者の漸増及び医療提供体制への負荷が蓄積する段階							
ステージ1	医療提供体制に特段の支障がない段階							
8月11日	40.8%	25.0%	12.5%	987人	11.3%	873人	343人(39.3%)	1.41
8月4日	33.4%	32.5%	0.0%	622人	8.3%	617人※2	227人(36.8%)※2	2.64
7月28日	15.9%	45.9%	0.0%	205人	5.1%	234人	83人(35.5%)	4.50
7月21日	6.0%	72.9%	0.0%	48人	1.6%	52人	18人(34.6%)	4.33
7月14日	3.6%	81.5%	1.8%	27人	0.4%	12人	6人(50.0%)	1.33
7月7日	3.5%	65.6%	1.8%	32人	0.3%	9人	5人(55.6%)	0.36
6月30日	8.1%	79.0%	8.9%	62人	0.6%	25人	5人(20.0%)	0.69

※1 療養者数が人口10万人あたり10人以上（174人）の場合に適用

※2 8月5日公表リスクレベル資料より変更（追加の陽性者の報告、調査の進行に伴うもの）

【熊本県リスクレベル基準】

【目的】患者数が増加に転じるタイミングを早期に捉え、警戒を発する基準を設定することで、感染拡大防止に向けた対策の徹底や県民への早期の警戒を呼び掛ける。

※あくまでも目安であり、現状がどのリスクレベルに位置付けられるか、また、具体的な対策は本県あるいは全国の感染状況及びその傾向（拡大・縮小）を踏まえ、実施する地域やその内容も含め、総合的に判断する。

リスクレベル	県の判断基準	対策の考え方・方向性	想定状況
レベル5 厳戒警報	県内で ①新規感染者 150 名以上 かつ ②病床使用率 25% 以上 等	<ul style="list-style-type: none"> 重症者、ハイリスク者の救命を最優先とした入院調整。 大規模クラスターや感染拡大の確実な封じ込めのための体制整備、検査実施等。 メリハリを利かせた接触機会の軽減のため、強い制限を要請。 	複数の大規模クラスターの発生
レベル4 特別警報	県内で ①新規感染者 50 名以上 かつ ②リンク無し感染者 25 名以上	<ul style="list-style-type: none"> 地域でのクラスター発生及びクラスター連鎖の予防のため、保健所への人的支援及び幅広い検査、原因施設への指導等を行う。 メリハリを利かせ、これまでクラスターが発生した施設等から順に感染拡大防止対策の強化を要請。 	感染の更なる拡大と、クラスターの散発／連鎖
レベル3 警報	県内で ①新規感染者 30 名以上 又は ②リンク無し感染者 15 名以上	<ul style="list-style-type: none"> 地域でのクラスター発生を予防するため、感染増加の原因に着目し、優先順位を付け、特にハイリスクなところから感染防止対策の強化を図る。 	感染の拡大と、小規模クラスターの発生
レベル2 警戒	県内で ①新規感染者が発生 かつ ②レベル3に該当しない場合	<ul style="list-style-type: none"> 新しい生活様式や、基本的な感染防止対策の徹底を啓発 	
レベル1 注意	①国内で新規感染者が発生 かつ ②県内では新規感染者が未発生		
レベル0 平常	国内で新規感染者が確認されていない	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な対策を啓発 	

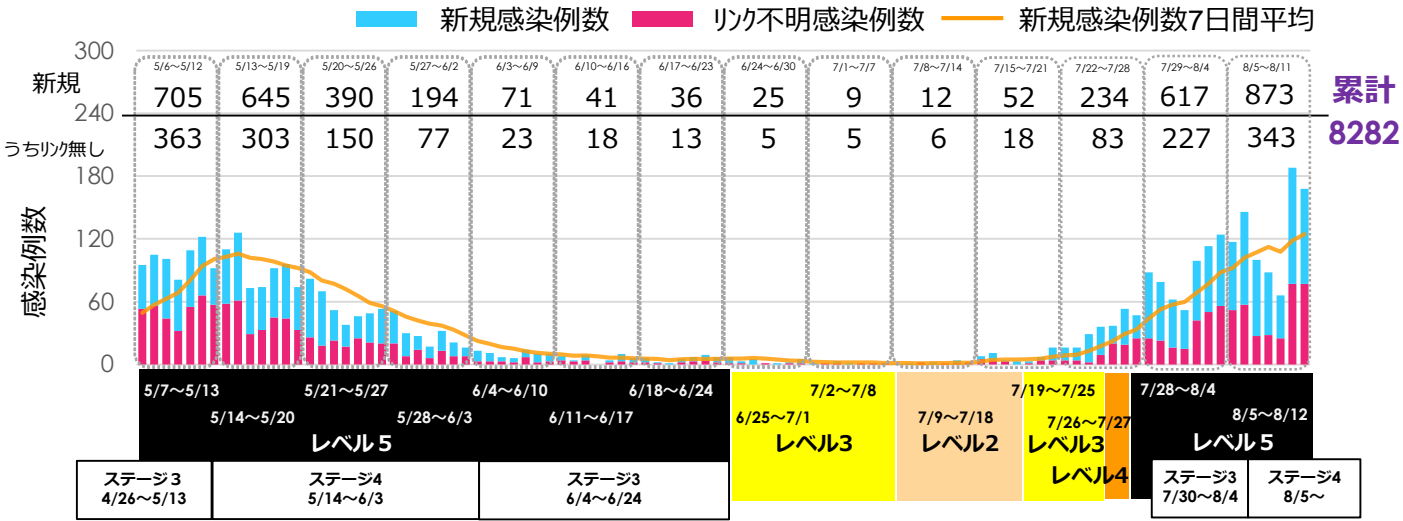
※これ以上の爆発的な感染拡大や、国が緊急事態宣言を行う場合の対応は、状況に応じ、更に強い措置を検討する。

※これまでの感染防止対策の経験を踏まえ、メリハリを利かせた対策を行うことを基本とする。

※国の分科会が示した指標によるステージ分類についても、参考指標とし、毎週公表する。

※今後の感染状況等の最新の知見に合わせ、必要に応じて改定を検討する。

【熊本県における新型コロナウイルス感染者発生状況（5/6～8/11）：確定日ベース】



・リンク無し感染者数は、調査により変動することがあることに注意

【保健所ごとの感染例の確認状況】

保健所名	これまで	8/5～8/11		保健所名	これまで	8/5～8/11	
		陽性者数	人口10万人※あたり			陽性者数	人口10万人※あたり
熊本市保健所	4190	550	74.5	宇城保健所	298	60	57.8
有明保健所	766	46	29.5	八代保健所	349	31	22.9
山鹿保健所	254	12	24.0	水俣保健所	183	7	15.7
菊池保健所	625	85	46.0	人吉保健所	153	8	9.5
阿蘇保健所	134	8	13.3	天草保健所	90	20	18.3
御船保健所	367	46	56.3	計	7409	873	49.9

※ 各保健所管内の人口は平成31年4月1日のものを使用

3 県民の皆様へのお願い（8月13日発表）

熊本県の状況は、国分科会ステージ4（レベル5厳戒警報）です。
また、感染状況は、非常に高い水準を維持しています。

【熊本^{まん}蔓延防止宣言】

まん延防止等重点措置に係る熊本県の対策

熊本県



県独自の対策強化：熊本県全域

重点措置による対策強化：熊本市

期間：令和3年8月8日(日)から8月31日(火)

根拠：新型インフルエンザ等対策特別措置法

1 基本的な感染防止対策の徹底【特措法第24条第9項】

- ① 症状がなくとも、マスク着用
- ② こまめな手洗い・手指消毒
- ③ 発熱時は仕事等を休み、すぐにかかりつけ医等に電話相談！

- ・「新しい生活様式」の実践をお願いします。
- ・マスク着用、手洗い、人と人との距離の確保等の感染防止対策を徹底してください。
- ・帰宅直後の手洗いや入浴、発熱等の症状がある同居者と部屋を分けるなど、家庭内における感染防止対策を徹底してください。
- ・厚生労働省がリリースした接触確認アプリの積極的な利用をお願いします。

2 移動・外出について

基本的には不要不急の外出は控えて下さい。特に、発熱やかぜの症状がある場合は厳に外出を控え、特に会食等に参加しないようにしてください。

外出する必要があるときは、マスク着用等の感染防止対策を徹底し、「3つの密」のある場は避けて下さい。

県全域における対策【特措法第24条第9項】

移動

- ・ **全ての県外への不要不急の移動***を控えて下さい。
特に、緊急事態措置区域との往来は厳に控えて下さい。
- ・ 県外に在住する家族や親戚、友人等に対して、本県への帰省や旅行を控えるよう呼び掛けて下さい。

外出

- ・ **県全域において、日中も含めた不要不急の外出***を控えて下さい。
特に、午後9時以降は徹底して下さい。
- ・ 路上・公園等での集団飲酒等はしないで下さい。

※…医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除きます。

熊本市における重点的対策【特措法第24条第9項、第31条の6第2項】

外出

- ・ **日中も含めた不要不急の外出***を控えて下さい。
特に午後8時以降は徹底して下さい。
- ・ 路上・公園等での集団飲酒等はしないで下さい。
- ・ **午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしないようにして下さい。**

3 会食について

全国的にも、会食を原因とする感染は相次いでおり、ハイリスクであることが分かっています。リスクを避ける行動を徹底して下さい。

県全域における対策【特措法第24条第9項】

会食は、宅飲みを含み、感染リスクを最小化するために、下記に留意して実施して下さい。

- ①なるべく普段から一緒にいる人と
- ②人数を絞って
- ③「会食時の感染リスクを下げる4つのステップ」を遵守して

県内全域で、深夜遅くまでの飲酒や会合など、感染拡大につながる行動を控えて下さい。

感染防止対策が講じられていない飲食店は利用しないようお願いします。

熊本県作成 会食時の感染リスクを下げる4つのステップ

飲酒を伴う懇親会や大人数での飲食、長時間におよぶ飲食等は、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まる場面に該当しますが、様々な工夫と一人一人の心がけて、感染リスクを下げることは可能です。
感染リスクを下げる4つのステップをみんなで実践しましょう！

STEP1 予約時に下げる！

- お店を予約する際に、感染防止対策を実施しているお店か確認しましょう。
➤ 感染防止対策を実施しているお店は、ステッカーの掲示等で確認できます。
- 他の団体客との接触を減らすため、部屋を別に、パーティションで空間を分けるなどの対応が可能なお店と相談しましょう。
- 大人数（5人以上）での会食の場合は、テーブルを分ける、席の配置を斜め向かいにする、席と席の間にアクリル板を設置するなどの対応が可能なお店と相談しましょう。

STEP2 会食前に下げる！

- 発熱等の症状の有無を確認し、体調の悪い人は参加しないうちにしましょう。
- 入店時に手指消毒を行い、マスクを着用したまま、すぐに着席しましょう。

STEP3 会食中に下げる！

- 食事中でも、会話をする際はマスクを着用しましょう。
➤ 食事の時間と会話の時間を分けるなどの工夫が効果的です。
- 大声での会話や席の移動は控えます。
- 箸やコップの使いまわしはやめましょう。
- 深酒は控えます。アルコールを飲みすぎた人がいたら、ソフトドリンクを勧めましょう。
- 飲酒の影響で参加者の気分が高揚し、マスク無しの会話や大声での会話が行われるなど、感染防止対策が実施されない状況になってしまったら、早めにお断りしましょう。

STEP4 会食後に下げる！

- はしご酒は控えます。
- 帰宅直後の手洗いや入浴により、家屋内にウイルスを持ち込まないようにしましょう。
- 万が一、発熱等の症状が出た場合は、かかりつけ医等に電話相談のうえ、医療機関を受診しましょう。また、幹事等に連絡し、参加者と情報共有しましょう。

4 飲食店事業者の皆様への要請

熊本市を除く地域における対策【特措法第24条第9項】

(1) 営業時間短縮を要請します。

	【認証店※】	【認証店※以外】
対象施設	午後9時以降も営業する全ての飲食店	午後8時以降も営業する全ての飲食店
期間	令和3年8月8日(日)から令和3年8月31日(火)まで	
要請内容	午後9時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう要請します。(酒類提供ラストオーダー・客による持ち込みは、午後8時30分まで)	午後8時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう要請します。(酒類提供ラストオーダー・客による持ち込みは、午後7時まで)

※…「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けた店舗（認証申請中の店舗を含む）

(2) 「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けるか、県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分感染防止活動を行い、それが県民に分かるよう、ステッカー等を掲示して下さい。



熊本市における重点的対策【特措法第24条第9項、第31条の6第1項】

(1) 全ての飲食店について、午後8時までの営業時間短縮を要請します。

対象施設	午後8時以降も営業する全ての飲食店
期間	令和3年8月8日(日)から令和3年8月31日(火)まで
要請内容	午後8時から翌日午前5時までの間、施設内に設けた客席の使用を伴う営業をしないよう要請します。

(2) 「熊本県飲食店感染防止対策認証制度」の認証を受けるか、県が示した業種別の「感染防止対策チェックリスト」、国が取りまとめている感染拡大予防ガイドラインにより、十分感染防止活動を行い、それが県民に分かるよう、ステッカー等を掲示して下さい。

(3) 全ての飲食店について、終日の酒類の提供（利用者による店内持ち込みを含む）の自粛を要請します。

(4) 全ての飲食店において、次の感染防止対策を実施して下さい。

- ・熊本市で取り組まれている飲食店従業員向けのPCR検査の受検を推奨する
- ・事業所への入場者の感染防止のための整理※及び誘導を行う
- ・発熱その他の症状のある者の入場を禁止する
- ・手指の消毒設備を設置する
- ・事業所を消毒する
- ・入場者に対するマスクの着用その他の感染防止に関する措置を周知する
- ・正当な理由なくマスクの着用その他の感染防止に関する措置を講じない者の入場を禁止する
- ・施設の換気を行う
- ・アクリル板等衝立の設置又は利用者の適切な距離の確保等の飛沫感染防止措置を講じる
- ・飲食が主たる業の店舗のカラオケ設備の利用を自粛する

※…入場者が密集しないよう整理・誘導すること

5 イベントの開催に係る要請

県全域における対策【特措法第24条第9項】

期間

令和3年8月8日(日)から令和3年8月31日(火)まで

要請内容

参加人数は、下記の【人数上限】、【収容率】のいずれか小さい方に制限して下さい。
営業時間は午後9時までとして下さい（無観客で開催されるものを除く）。
県の「イベント等の開催制限について」を参考とし、感染防止対策を徹底して下さい。
全国的な人の移動を伴うイベント又は参加者が1,000人を超えるイベントの開催を予定する場合、施設管理者又はイベントの主催者は県に事前相談して下さい。

		①大声での歓声・声援等がないことを前提とする場合	②大声での歓声・声援等が想定される場合等
人数上限		5,000人	
収容率	要件※1を全て満たす場合	100%以内	50%以内※2
	満たさない場合	50%以内※2	

※1…これまでクラスター等が生じておらず、適切な感染防止対策が徹底されていることについての要件。
県HPの「イベント等の開催制限について」をご確認下さい。

※2…異なるグループ又は個人間では座席を1席空けることとしつつ、同一グループ（5人以内に限り）内では座席等の間隔を設ける必要はない。すなわち、収容率は50%を超えることもありうる。

【チケット販売の取扱い】

人数上限5,000人又は収容率50%のいずれかを上回るチケットを既に販売済の場合は、8月9日(月)以降の新規販売を停止します。それ以降については、上記の条件を満たすものみの販売を可とします。

【参考】イベント開催時の必要な感染防止策（概要）

（1）徹底した感染防止等（収容率50%を超えるイベントを開催するための前提）

- ①マスクの常時着用を求め、実施状況を確認する
- ②大声を禁止し、大声を出す者がいた場合は個別に注意喚起を行う

（2）基本的な感染防止等

- ③ ①、②を可能な限り実行することをガイドラインで定める
- ④ こまめな手洗いの奨励
- ⑤ 主催者による施設内のこまめな消毒、消毒液の設置、手指消毒
- ⑥ 法令等を遵守した空調設備の設置、こまめな換気
- ⑦ 密集を回避すること（特に入場・退場時は注意）
- ⑧ 会場内における身体的距離の確保
- ⑨ エリア・時間等による飲食の制限
- ⑩ 検温等による入場制限
- ⑪ 参加者の連絡先の把握／接触確認アプリの奨励
- ⑫ 演者の行動管理
- ⑬ イベント開始前後の感染防止の注意喚起
- ⑭ ガイドラインを遵守していることをHP等で公表する

（3）イベント開催の共通の前提

- ⑮ 混雑が予想されるイベントの入退場やエリア内の行動管理
- ⑯ 大規模イベントは、地域の感染状況に応じ、実施条件等を都道府県と相談

詳細は、熊本県HPより「イベント等の開催制限について」をご確認ください。

6 集客施設等への要請

県全域における対策【協力依頼】

対象施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設のうち、午後9時以降も開業する施設（面積に関わらない）

施設の類型	施設の種類	施設例
イベント関連施設等※	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など
	集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど
	ホテル等	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
イベントを開催する場合がある施設※	運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など
	博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など
参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設	遊技場	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど
	遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 など
	物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など（生活必需物資を除く）
	サービス業を営む店舗	ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など（生活必需サービスを除く）

期間

令和3年8月8日(日)から令和3年8月31日(火)まで

内容

不要不急の外出自粛の徹底及び施設における感染を防ぐため、**午後9時から翌日午前5時までの間、施設を使用しないこと**に協力をお願いします。
 ※**イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催が否かに関わらず、「5 イベントの開催に係る要請」に示した人数条件及び収容率を遵守して下さい。**
 入場者の整理誘導等を徹底して下さい。
 また、その状況をホームページ等を通じて広く周知して下さい。

なお、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、葬儀場、図書館、ネットカフェ、漫画喫茶、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店などは時短協力依頼の対象外です。一般的な感染防止対策の徹底と、入場者の整理誘導等の実施について、御協力をお願いします。

熊本市における重点的対策【特措法第24条第9項】

対象施設

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第11条第1項各号に掲げる次の施設のうち、午後8時以降も開業する1,000㎡を超える施設

施設の類型	施設の種類	施設例
イベント関連施設等※	劇場等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 など
	集会場等	集会場、公会堂、展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホールなど
	ホテル等	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る。）
イベントを開催する場合がある施設※	運動施設	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニスコート、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニスコート、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ など
	博物館等	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 など
参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設	遊技場	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど
	遊興施設	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場 など
	物品販売業を営む店舗	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店、家電量販店 など（生活必需物資を除く）
	サービス業を営む店舗	ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 など（生活必需サービスを除く）

期間

令和3年8月8日(日)から令和3年8月31日(火)まで

内容

不要不急の外出自粛の徹底及び施設における感染を防ぐため、**午後8時から翌日午前5時までの間、施設を使用しないよう要請します。**（イベント開催時及び映画館については午後9時から翌日午前5時）
 ※**イベント関連施設及びイベントを開催する場合がある施設については、施設の運営に際して、イベント開催が否かに関わらず、「5 イベントの開催に係る要請」に示した人数条件及び収容率を遵守して下さい。**
 入場者の整理誘導等を徹底して下さい。
 また、その状況をホームページ等を通じて広く周知して下さい（協力依頼）

なお、スーパー、コンビニ、ガソリンスタンド、葬儀場、図書館、ネットカフェ、漫画喫茶、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店などは時短要請の対象外です。一般的な感染防止対策の徹底と、入場者の整理誘導等の実施について、御協力をお願いします。

事業者

- ・業種別ガイドラインの遵守を要請
- ・テレワークの推進等による出勤者数の7割削減への取組みの協力依頼
- ・職場における感染防止のための取組み（手洗いや手指消毒、換気励行、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得等）徹底の協力依頼

県有施設

- ・県有施設（図書館・美術館・装飾古墳館を除く）を基本的に休館
- ・全ての施設について、予約済みのものについても、開館時間を午後8時まで（イベント開催時は午後9時まで）とする

学校

- ・大学を含む学校に対し、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛の徹底、学校の感染状況に応じて、時差登校、時間短縮、臨時休業の実施等を要請

（熊本蔓延防止宣言による対策は以上です）

事業者の皆様へ

業種別ガイドラインにより感染防止対策を行う際には、マスク着用などの飛沫感染対策に加え、コンピューターや共用物品・設備などによる接触感染にご注意下さい。

また、業種によらず従業員にわずかでも発熱等の症状がある場合、確実に仕事を休ませ、受診につなげる体制を構築することが非常に重要です。

県民の皆様へのメッセージ

残念ながら、感染者やその御家族、医療従事者の方々の中に、差別を受け、苦しんでいる方がおられます。新型コロナウイルス感染症には、誰もがどこでも感染する可能性があります。感染された方やその御家族、職場関係の方々に責任はありません。不当な扱いや嫌がらせ、誹謗・中傷などは絶対にないよう、お願いします。

熊本市の状況と対策

○ 熊本市においては感染者数が急増しており、これまでにない数の感染者が発生しています。リンク無し感染者の数も多く、市中感染が進んでいると考えられ、更なる感染拡大が予想されます。

若年層の感染者の割合が依然として高いものの、高齢者の感染者数も増加しています。重症病床使用率も含めて、病床使用率が急上昇しており、今後、医療提供体制に大きな負荷がかかることが懸念されます。

これらの状況から、8月5日には「熊本市医療非常事態宣言」が発令され、熊本市民の皆様に対して、感染防止対策の徹底や不要不急の外出・移動の自粛など、改めて注意喚起が行われています。

【対策】

- ・ 全ての飲食店の営業時間の短縮要請に関する制度周知など県市連携して取り組みます。
- ・ 熊本市における取組は以下のとおりです。
 - ✓ 熊本市有施設を基本的に休館
 - ✓ 熊本市主催のイベントを中止または延期
 - ✓ 市広報車両による巡回・声掛けや熊本シティFMを活用した広報啓発活動の実施
 - ✓ 小中学校・保育所・民間企業等への抗原キットの配布
 - ✓ 高齢者施設等従事者へのPCR検査の頻回実施
 - ✓ 中心部の商店街と連携したPCR検査の勧奨や、大学と連携した大学生向けの感染防止対策の周知広報・PCR検査など、中心部歓楽街や若者を対象とした感染防止対策の実施
 - ✓ 県と連携し、入院患者受入病床や後方支援医療機関の更なる確保に向けた継続的な実施
 - ✓ ワクチン接種の着実な実施

【熊本市からの要請】

- ・ 熊本市から熊本市民の皆様への要請は次のとおりです。
 - ✓ **基本的な感染防止対策**を徹底してください（**手洗い・うがい・消毒・マスク着用**）
 - ✓ **日中も含めた不要不急の外出・移動**は控えてください。特に**午後8時以降は徹底**してください。
 - ✓ **飲食宅配サービス**を積極的にご活用ください。
 - ✓ **路上や公園等における集団での飲酒等はしないでください。**
 - ✓ **午後8時以降、飲食店にみだりに出入りしないでください。**
 - ✓ 職場において、**業種別ガイドライン**等を参考に、**感染防止対策の徹底**を再度確認してください。また、「**出勤者数の7割削減**」を目指すことも含め、**テレワーク等に協力**してください。
 - ✓ **中心部飲食店従業員や高齢者施設従事者を対象としたPCR検査等**について、受検していただくようお願いいたします。